

君津市いじめ防止対策推進条例（素案）に係る まちづくり意見公募手続の実施結果について

教育委員会

平成29年12月1日から平成30年1月5日まで意見募集を行ったところ、以下のとおり意見がありました。

1 意見の件数

意見数 12件（提出者数 5人）

2 提出方法

| | | | |
|-------|----|-------|----|
| 書面の提出 | 5件 | 郵送 | 1件 |
| Fax | 1件 | 電子メール | 7件 |

3 意見の概要及び市の考え方

市の対応区分

| | 対応区分 | 意見の件数 |
|---|---------------------|-------|
| A | 意見をもとに、施策案を修正したもの | 1件 |
| B | 意見の考え方が施策案に含まれていたもの | 8件 |
| C | 意見を施策案に反映しないもの | 1件 |
| D | その他、施策案に直接関係ないもの等 | 3件 |

| | 意見の概要 | 対応区分 | 市の考え方 |
|-----|---|------|--|
| 1 | 重大事態になる前に要望することが大事と考えるため、「匿名による通報手段を設ける」ということを明記してほしい。電話にするのか、手紙にするのか、SNSにするのか、または複数の手段を可能にするのかは今後検討していけばいいと思う。 | C | <p>条文に、市民の役割として、いじめを発見した場合又はいじめの疑いがあると認められる場合には、市、学校又は関係機関等に情報を提供するよう努めるものとする旨を明記する予定であります。</p> <p>市のいじめ防止基本方針の中で、学校いじめ対策組織は、いじめを受けた児童等及びいじめを受けた児童等を助けようとした児童等を徹底して守り通すことを記載する予定であります。また、市民等の通報で通報者が不利益を被らないようにする内容を加えることや通報の手段についても検討を加えてまいります。</p> |
| 2 ～ | 他市の重大事態の事例 | B | 条文に、学校及び学校の教職員の責 |

| | | | |
|----------|---|---|---|
| 3 | <p>をみると、学校から教育委員会に報告が上がっていなかった例が多々ある。学校で起きている問題を教育委員会には報告しづらいという潜在的な関係性の中で、これを少しでも改善するような一文を入れることはできないのか。</p> <p>学校もしくは教育委員会が情報を適切に提供せず隠蔽することのないようにしていただき、その体制の整備をお願いしたい。</p> | | <p>務として、いじめへの対応に当たり、学校の教職員等の間における情報の共有及び協力体制の構築を適切に行う責務を有すること、重大事態への対処として、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態が発生した当該学校は、教育委員会を通じてその旨を市長に報告することを明記する予定であります。また、市のいじめ防止基本方針の中で、教職員がいじめの情報を学校内で情報共有しないことは、法の規定に違反し得ることを記載する予定であります。</p> |
| 4 ~ 6 | <p>小学生の子を持つ保護者。いじめは大きな社会問題となっていて、いじめにより幼い子が命を落とすというたいへん痛ましい事件が起こっている。子どもたちの安心安全な生活を守るためにも、条例を制定し、市を挙げていじめのない明るい社会にしていくべきである。</p> | B | <p>未来を担う子どもたちが、安全かつ安心して生活し、学び、健やかに成長することができるよう「君津市いじめ防止対策推進条例」を制定し、市民一丸となっていじめ防止に取り組み、いじめの根絶を目指してまいります。</p> |
| 7 | <p>小学生の保護者。市長が、学校と教育委員会の調査と並行して調査委員会を置いて調査ができるということは、よいことだと思う。ただ、一市民の声がきちんと市長まで届くのか心配もある。声をきちんと届けるルートを確立してほしい。</p> | B | <p>この調査委員会は、当該いじめの事実の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）による公平性・中立性が確保された組織です。市長の附属機関であることから、より迅速に市長に声が届き、当該いじめ事態への対応が図れます。</p> |
| 8 | <p>配布資料の「骨子」とあるのは、条例といいながら条文が無いので、要点ということで、条例の内容は他にあるということか。</p> <p>「骨子」の内容に具体的</p> | D | <p>意見公募に当たり、条例の内容の素案（骨子）を示させていただき、いただいた意見により、条文について対応してまいります。</p> <p>国のいじめ防止対策推進法、県のいじめ防止対策推進条例を参酌し、市の</p> |

| | | | |
|----|---|---|--|
| | <p>なことが書かれていないので、意見公募の対象として情報があまりにも不十分だと思う。条文の内容も提示すべきだと思う。条文の内容も提示し改めて意見公募しなおしていただきたい。</p> | | <p>基本理念を掲げ、いじめの防止及びいじめ問題の克服に市を挙げて取り組んでまいります。</p> |
| 9 | <p>「2 定義」では、法の以下の内容と同じということなら、せめて1項の「いじめ」とは、を入れるべきではないか。</p> | B | <p>条文に、いじめの定義を明記する予定であります。</p> |
| 10 | <p>「4 市、学校及び学校の教職員、保護者の責務、市民の役割」では、「市、学校及び学校の教職員、保護者それぞれの責務、市民の役割を規定します。」とあるが、内容が書かれていないので、意見公募の対象として情報があまりにも不十分だと思う。法には市民の役割という項はない。勝手に規定されても困る。内容の提示を求める。</p> | D | <p>市民の役割については、基本理念に示してあるとおり、本市総がかりでいじめの問題を克服することを目指して取り組むため、規定しております。</p> <p>条文には、市の責務として、いじめ防止等のための対策について、国、県その他の関係機関等と協力しながら、市の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有すること、市は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする旨を明記する予定であります。</p> <p>学校及び学校の教職員の責務として、学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する児童等の保護者、市民及び関係機関等との連携を図りつつ、児童等自らがいじめに関する問題を主体的かつ真剣に考えることができる環境を整える等、学校全体でいじめの防止等に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、迅速かつ適切にこれに対処する責務を有すること、学校及び学校の教職員は、いじめへの対応に当たり、学校の教職員等の間における情報の共有及び協力体制の構</p> |

| | | |
|-----|---|--|
| | | <p>築を適切に行う責務を有すること、学校の教職員は、自らの言動が児童等に大きな影響を与えることを十分に認識して、適切な指導を行うものとする旨を明記する予定であります。</p> <p>保護者の責務として、保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする事、保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする事、保護者は、市及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする旨を明記する予定であります。</p> <p>市民の役割として、市民は、地域において児童等に対する見守りを行い、児童等が安心して過ごすことができる環境づくりに努めるものとする事、市民は、いじめを発見した場合又はいじめの疑いがあると認められる場合には、市、学校又は関係機関等に情報を提供するよう努めるものとする旨を明記する予定であります。</p> |
| 1 1 | <p>「7 重大事態への対処」「8 市長の調査」では、学校や教育委員会、市長が調査となっているが、国のガイドラインでは、「調査組織については、公平性・中立性が確保された組織が客観的な事実認定を行うことができるよう構成すること。このため、弁護士、精神科医、学識経験者、心理・福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有するものであって、当</p> | <p>B</p> <p>当該重大事態の調査組織として「君津市いじめ調査委員会」を置き、調査組織については、公平性・中立性が確保された組織が客観的な事実認定を行うことができるよう、当該いじめの事実の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の調査を前提といたします。</p> <p>委員については、条文に、法律、医療、心理、福祉又は教育に関する専門的知識経験その他委員会における調査及び審議を行うために必要な知識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する旨を明記する予定であります。</p> |

| | | | |
|-----|---|---|---|
| | <p>該いじめの事実の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図るよう努めるものとする。」とある。ぜひ、第三者の調査を前提としていただきたい。</p> | | <p>す。</p> |
| 1 2 | <p>「9 委任」では、「この条例の施行に関し必要な事項は、市長及び教育委員会が別に定めます。」とある。内容を提示せずに、市長及び教育委員会が別に定めるなら、意見公募の意味がない。</p> | D | <p>基本的なことや重要なことを条例で定め、手続き方法など事務的なことを別に定めることとしております。</p> |

4 結果の公表

- (1) 公表場所：教育センター、行政センター、公民館、コミュニティセンター、中央図書館、市のホームページ
- (2) 公表期間：平成30年2月19日から3か月間

5 小中学校校長会議（平成29年12月11日）

【主な意見】

- ・本県のいじめの認知数が高県より高いという特徴は、教職員の意識の高さと学校体制のあらわれであると言える。それを学校独自・教職員個々の指導力だけに任せず、「市総がかりで取り組む」という組織による対応が前面に出されている点で、学校にとっても教職員にとっても心強い。特に、素案の中で「本市総がかり」を強調していただいていることを高く評価したい。
- ・自殺等の重大事案に対し、学校・教育委員会と並行した市長直轄の第三者調査委員会の速やかな設置は、本市のいじめ問題に対する強い決意の表れであると思う。
- ・目的・基本理念において、市としての方針が明確に示されているのがよいと思う。
- ・いじめは、防止するのはもちろんだが、早期発見と対処・時間をかけた見守りや事後指導が大切であることから、学校では見えない家庭生活や子ども同士のやり取りを見守る眼が必要になる。特に『保護者の責務』『市民の役割』『本市総がかりでいじめの問題を克服する』との記述が、子どものそばにいる大人1人1人に・あなたに・私にもその義務があるということを明確に打

ち出している。

- ・新たに設置される「君津市いじめ問題対策連絡協議会」の活動に期待する。そこが、課題を抱えている学校にとって、活路を見いだせる場になるように、その目的や構成員、活動内容、年間の活動計画等、早急に具体性をもって整備していただきたい。
- ・重大事案の前の段階のトラブル発生時に、気軽に報告・相談できる機関・組織がほしい。市教委の中・校長会の中・校長同士の意見交換等々、これから新しい校長が増える時期だからこそ、組織的にそのような相談しやすい機関が必要であると思う。
- ・市長の調査について、重大事案への対応はスピードが大切なので、学校と並行、協力して調査・対応することはとても良いと思う。
- ・本市における「重大事態への認識と対処」に対して、具体的に対応するために、学校・教育委員会・関係機関と並行して、市長の直轄である「君津市いじめ調査委員会」（第三者）が設置される。この機関の活動内容と構成員について、教えていただきたい。
- ・上記の機関も含めて、今後、学校・教育委員会・保護者・地域・関係諸機関などの責務が明確になることによって、取り組みやすくなることを期待している。
- ・「条例」というより、「基本方針」の内容に関わることだが、県が行っているネットパトロールなどの、SNS上の状況やサイトを常に把握できるような市独自のシステムを構築していただきたい。
- ・本素案に、国のいじめ防止対策推進法とともに、千葉県いじめ防止対策推進条例も生かせるように、下記のような記述を加えることを検討していただきたい。

骨子（１）目的

「いじめ防止対策推進法及び千葉県いじめ防止対策推進条例の趣旨を踏まえ」

骨子（２）基本理念

「いじめを受けた児童等及びいじめを受けた児童等を助けようとした児童等の生命及び心身を保護」

君津市いじめ防止対策推進条例《骨子》

1 目的

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、市、学校、学校の教職員及び保護者の責務並びに市民の役割を明らかにし、積極的かつ効果的ないじめの防止等を図るための事項を定めることにより、児童等が安全かつ安心して生活し、学び、健やかに成長することができる環境を整備することを目的とします。

2 基本理念

法第3条に規定する基本理念に即したものとします。

いじめの防止等のための対策について、

- (1) 「いじめが行われない環境を整備し、児童等（学校に在籍する児童又は生徒をいう。以下同じ。）の気持ちに寄り添い、当該環境を維持すること」
- (2) 「いじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めること」
- (3) 「いじめを受けた児童等及びいじめを受けた児童等を助けようとした児童等の生命及び心身を保護することが何よりも重要であることを認識し、市、学校、学校の教職員、保護者、市民及び関係機関等が連携し、総がかりでいじめの問題を克服すること」 を目指して取り組むものとします。

3 市、学校及び学校の教職員、保護者の責務、市民の役割

基本理念にのっとり、いじめの防止等への取組み、いじめへの対応などについて、市、学校及び学校の教職員、保護者それぞれの責務、市民の役割を規定します。

(1) 市の責務

いじめの防止等のための対策について、国及び関係機関等と協力しながら、

市の状況に応じた施策を策定し、実施します。

(2) 学校及び学校の教職員の責務

学校全体でいじめの防止等に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、迅速かつ適切にこれに対処します。

いじめへの対応に当たり、学校の教職員等の間における情報の共有及び協力体制の構築を適切に行います。

学校の教職員は、自らの言動が児童等に大きな影響を与えることを十分に認識し、適切な指導を行います。

(3) 保護者の責務

保護者は、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めます。また、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護します。

(4) 市民の役割

市民は、地域において児童等に対する見守りを行い、児童等が安心して過ごすことができる環境づくりに努めます。また、いじめを発見したとき又はいじめの疑いがあると認められるときには、市、学校又は関係機関等に情報を提供するよう努めます。

4 基本方針

法第11条第1項の規定の文部科学大臣が定めるいじめ防止基本方針を参酌し、本市の実情に応じたいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「君津市いじめ防止基本方針」を定めます。

法第13条に規定する「学校いじめ防止基本方針」は、各学校において作成しています。

5 いじめの予防及び早期発見のための措置等

市は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、「君津市いじめ問題対策連絡協議会」を置きます。

市及び学校は、いじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講じます。

市及び学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者、当該学校の教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備するとともに、児童等のいじめに関する情報の収集を行うことができる体制の充実を図ります。

市及び学校は、相談体制を整備するに当たっては、保護者、市民等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮します。

6 人材の確保、資質の向上

市は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言、その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるようにします。

- (1) 学校の教職員の資質の向上を図るための研修の充実
- (2) 生徒指導に係る体制等の充実のための教職員の配置
- (3) スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーその他の心理、福祉等に関する専門的知識を有する者で、いじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保
- (4) いじめへの対処に関し助言を行うため、学校の求めに応じて派遣される者の確保

7 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

市は、インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進のために、関係機関等と連携し、必要な措置を講じます。

8 重大事態への対処

法第28条第1項に規定する重大事態が発生した学校は、法第22条の規定により学校に置かれる組織に、当該重大事態に対する調査を行います。(以下、「当該調査」という。)

重大事態が発生した学校は、当該調査を行ったとき、その調査に係るいじめ

を受けた児童等及びその保護者に対し、調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供します。

教育委員会は、当該調査及びその調査に係る事実関係等の情報提供について、必要な指導及び支援を行います。

9 市長の調査

市長は、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、当該調査の結果について調査を行うことができる旨を規定します。

また、上記の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、当該調査と並行して調査を行うことができる旨を規定します。

10 君津市いじめ調査委員会

市長が行う調査その他市長が必要と認める事項についての調査を行うため、「君津市いじめ調査委員会」（以下「委員会」という。）を置きます。

委員会は、委員5人以内で組織します。

委員は、法律、医療、心理、福祉又は教育に関する専門的な知識経験その他委員会における調査及び審議を行うために必要な知識経験を有する者のうちから、市長が委嘱します。

委員会は、市長が行う調査その他市長が必要と認める事項についての調査のため必要があると認めるときは、当該重大事態の関係者その他必要と認める者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができます。

11 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、市長及び教育委員会が別に定めます。

12 施行日

平成30年4月1日とします。